

質問一覧

	質問要旨	質 問	回 答
1	指定管理業務を行う施設の規模について	施設の敷地面積を教えてください。 範囲を示した図面等あれば提供してください。	別紙1のとおり
2	指定管理業務を行う施設の規模について	第二駐車場のうち目的外使用により貸出中の部分を示した図面等を提供してください。	別紙2のとおり
3	仕様書に定められる定期報告(月次報告)・事業報告(年度報告)の写しの提供ください。 ・R7年度(本年度)事業計画書の写しの提供ください。	今回の仕様書では、7. 定期報告(月次) 9. 事業報告(年度報告)が義務付けられています。 (1)定期報告書(月次)と事業報告(年次)写しをご提供下さい。 (ア)施設利用状況 ● 開館日数 ● 稼働率 ● 利用者数 ● その他 (イ)人員配置状況(勤務実績) (ウ)業務実施状況 (2)今年度の事業計画(写し)をご提供ください。 (注)何れの書類も、仕様書(6)情報公開事項「当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。」の条項に沿った内容は、黒塗り省いて頂いて結構です。	(1)定期報告書及び事業報告書は、現指定管理者の運営ノウハウや経営戦略、サービス提供手法などの営業上重要な情報が含まれています。公文書公開請求をした場合は、個人情報や上記内容を除いた状態で回答できますが、回答に当たっては、資料が膨大であり、また、現指定管理者との事前協議が必要になりますので、提供までに1か月程度時間を要しています。そのため、この質問期間内及び申請書の提出期限までの回答はできません。 ア)施設利用状況 ・開館日数 年348日(毎月第1月曜日(祝日の場合は翌平日)及び年末年始(12/29～1/3まで)が休館日) ・稼働率 別紙3のとおり ・利用者数 別紙3のとおり (イ)、(ウ)現指定管理者のノウハウに関する情報のため公開できません。 (2)事業計画書は、現指定管理者の運営ノウハウや経営戦略、サービス提供手法などの営業上重要な情報が含まれています。公文書公開請求をした場合は、個人情報や上記内容を除いた状態で回答できますが、回答に当たっては、資料が膨大であり、また、現指定管理者との事前協議が必要になりますので、提供までに1か月程度時間を要しています。そのため、この質問期間内及び申請書の提出期限までの回答はできません。
4	仕様書(6)利用料金の帰属条項/適法の理由が不明	(写し)「仕様書(6)利用料金の帰属 指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券や定期利用券の代金、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。指定管理者は、これらの回数券や定期利用券、利用料金が事前収納された予約の利用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。なお、この取扱いは次回更新時も同様とする。」—以上仕様書より 質問(1)現指定管理者が販売済み回数券および定期利用券の ・残券枚数 ・有効期限構造、(3か月、6か月、1年など) ・利用種別別の消化実績 についての情報提供をお願いします。	・現在残っている回数券の枚数は把握しておりません。 ・有効期限はありません。販売形式は回数券のみです。 ・利用実績は別紙4のとおり。
5	利用料金体に関して	(1)陸上競技場、体育館ほか、個人利用の利用料が設定されている。具体的な利用形態、予約方法、支払、利用スペース、安全管理責任所在や機材貸出の際の対応などと実績を教えてください。 (2)体育館、専用利用に午後1、午後2の区分があるが、具体的にご教授ください。 (3)現在、午前、午後、夜間の単位だが、1時間単位の設定にした方が利用者利便性が高まると考えるが、1時間単位の設定は許可されますか？。	(1) 【利用実態】 専用利用の予約がない場合に限り利用できます。 専用利用と同様の時間区分で利用することになりますが、運営に支障がない場合に限り、1時間ごと利用できる整理券で利用ができます。 【予約方法】なし 【支払方法】券売機で購入。現金のほか、キャッシュレス決済にも対応しています。(各種クレジットカード、電子マネー、QRコード決済) 【利用スペース】制限なし。 (2)午後1は午後1時から午後3時まで、午後2は午後3時から午後5時までです。 (3)時間区分は条例で定められているため、1時間単位の設定は許可できません。なお、個人利用の場合は、1時間ごとの整理券が条例で設定されているため、1時間ごとに利用できます。(ただし、専用利用が優先されます。)
6	施設平面図の公開	(1)施設スペースの有効活用を検討する為 施設全体、各施設平面図を公開して頂きたい。	別紙5のとおり。
7	事業報告書及び収支報告書の開示 施設費の開示	(1)過去3ヶ年度(令和6年度、令和5年度、令和4年度)の事業報告書及び収支報告書をご開示願います。 (2)業務仕様書18ページの「(5)直近3年間の収支決算額」、 「ア 指定管理業務に係る支出」の「施設費」の清水総合運動場分の内訳をご開示願います。	(1)事業報告書は、現指定管理者の運営ノウハウや経営戦略、サービス提供手法などの営業上重要な情報が含まれています。公文書公開請求をした場合は、個人情報や上記内容を除いた状態で回答できますが、回答に当たっては、資料が膨大であり、また、現指定管理者との事前協議が必要になりますので、提供までに1か月程度時間を要しています。そのため、この質問期間内及び申請書の提出期限までの回答はできません。 収支報告書は、静岡市指定管理者制度の手引きより、「支出について、公開する項目は大項目のみとし、詳細については、質問事項として求められた場合に現指定管理者の了承を得て回答することとする。」としており、現指定管理者からの了承が得られなかったため、収支報告書は開示できません。 なお、収入及びその他公募に必要な情報は、仕様書で公平に提供しています。 (2)施設費の内訳は以下のとおりです。 消耗品費、修繕料、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料、原材料費、燃料費、キャッシュレス決済手数料、光熱水費
8	1 指定管理業務仕様書 指定管理経費について 2 指定管理業務仕様書 その他の内容について 3 指定管理業務仕様書【別紙1】施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務について	1ー(1)教室等事業の実施によって発生した収入(売上)の実績は、次期指定管理(令和13年度～)の控除額算定に反映されるのでしょうか。 2ー(1)指定管理者は、今後策定される「(仮称)しずおか地域クラブ活動推進方針」に沿って協力するものとされていますが、まだ、方針が決定していない段階ですので、申請者による地域クラブ活動に関する提案は、評価の対象にならないという解釈でよいでしょうか。 3ー(1)指定事業数の考え方で、「清水総合運動場指定管理業務仕様書」内に定められた市の施策により実施する指定事業について、「※開催回数は、最低限実施する回数となっている。」と記載がありますが、開催回数に上限はあるのでしょうか。 3ー(2)障がいのある人のスポーツ活動の推進におけるユニバーサルスポーツの考え方で、障がいのある人のスポーツ活動の推進として、「ユニバーサルスポーツ」という言葉が明示されているが、これは何か特定の種目を指しているのでしょうか。 また、ユニバーサルスポーツについては、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツであると認識しています。 ①ルールに柔軟性があり、様々な人の参加が可能 ②一般的に勝敗のあるスポーツの場合、誰にでも勝つチャンスがある ③ルールがシンプルで誰もが理解しやすい ④身体的な負担が少なく安全性が確保されている 以上が、一般的にユニバーサルスポーツの特徴として挙げられています。こうした点を踏まえ、仕様書にあるユニバーサルスポーツの捉えとしては、幅広く誰もが参加可能であって楽しめるものであれば、特定の種目や内容に限定されるものではないとの理解でよいでしょうか。 3ー(3)自主事業開催に係る施設利用料について、市の施策に準じて実施する教室等の施設利用料を、既定の回数を超える分は管理者が当該管理施設へ自ら支払うこととなつていと思いますが、その認識でよいでしょうか。また、自らが支払った利用料金収入は、次期指定管理料の算定において控除対象になっているとの認識ですが、今後もその扱い、考え方に変更はないのでしょうか。 3ー(4)指定事業、自主事業ともに施設利用許可申請および許可手続きは必要でしょうか。また、自主事業における施設利用料の回数上限付き免除の仕組みは、当期限定の措置でしょうか。	1ー(1)指定事業の事業収入は、控除額算定対象です。 2ー(1)審査項目として個別に点数化はしません。ただし、仕様書で求める業務の一部であるため、提案内容は運営方針等を判断する再の参考情報として扱われます。 3ー(1)上限はありません。 3ー(2)認識に相違ありません。 3ー(3)既定の回数を超える分は管理者が当該管理施設へ自ら支払うことについてはお見込のとおりです。 自らが支払った利用料金収入は、次期指定管理料の算定において控除対象になることはお見込のとおりですが、その後の対応については現段階では未定です。 3ー(4)申請及び許可手続きは不要です。自主事業における施設利用料の回数上限付き免除の仕組みは、現段階では未定です。

9	募集要項 6申請に関する書類	(1)エ(ア) 定款又はこれに準ずるものの謄本 謄本は登記簿謄本という認識でよい。また、登記簿謄本であれば定款か登記簿謄本のどちらかを提出すればよいという認識でよい。	お見込のとおりです
10	募集要項 6申請に関する書類	(1)エ(オ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分(令和6年度)の納税証明書 静岡市に事業所がない場合、主たる事業所がある所在地の市税納税証明書を提出するという認識でよい。	お見込のとおりです。
11	募集要項 6申請に関する書類	(1)エ(キ) 共同事業体で申請する場合は、共同事業体の構成員を記載した書類、共同事業体協定書の写し(別紙1「共同事業体協定書(例)」を参考にすること。)及び印鑑証明書(構成員が法人でない場合) 募集要項「4募集条件(1)」に個人での応募はできないと記載されていますが、印鑑証明書は記載のとおり法人は提出の必要がないという認識でよい。	記載のとおり、構成員が法人でない場合印鑑証明書の提出が必要ですので、法人である場合は不要です。
12	管理運営業務仕様書 1施設の設置目的・運営方針	(1)(3)-イ 年間利用者数 直近3か年の各所室の利用者数をお教えてください。	別紙3のとおり
13	管理運営業務仕様書 6指定管理経費	(1)(5)-ア-(イ)指定管理業務に係る収入 直近3か年の各施設・所室ごとの利用料金収入をお教えてください。 (2)(8)-ア 光熱水費及び燃料費の取扱い 燃料費として想定される費用項目をお教えてください。	(1)別紙3のとおり (2)「ガソリン・灯油」を想定しています。
14	管理運営業務仕様書 7その他	(1)(4)目的外使用許可等 指定管理者が市に使用許可を得た場合に、許可に応じた費用は発生するでしょうか。発生する場合算定基準をお教えてください。	費用は発生します。算定基準は、土地・家屋名寄帳、固定資産税評価額、年次別建築費指数表、経年残価率早見表、道路占用料、電気通信事業法施行令等により算出します。
15	管理運営業務仕様書 別紙1	(1)2自主事業 自主事業を計画するにあたり、施設の稼働状況を把握する必要があるため、直近3か年の各所室の稼働率をお教えてください。	別紙3のとおり
16	募集要項 審査及び選定に関する事項	「プレゼンテーション」について、現時点の予定で結構です。ご教授お願いいたします。 ・プレゼンテーションは、パワーポイントによる説明は可能でしょうか。 ・またパワーポイントで画面に表示する内容と同じものであれば、選定委員の方々へ当日資料を配布することは可能でしょうか。 ・応募者による説明時間(●●分)と質疑時間(●●分)の予定があればご教授ください。 ・プレゼンテーション時における応募者の出席可能人数をご教授ください。	パワーポイントによる説明は可能です、プロジェクター及びスクリーンはスポーツ振興課にて用意しますので、申請者はHDMI接続が可能なPCの用意をお願いします。 説明資料は、事前提出した応募図書に記載の範囲内で作成し、事前にスポーツ振興課に提出いただきます。当日配布はできませんのでご承知おきください。いつまでに提出いただくかは別途申請者に対してお知らせいたします。 時間配分及び応募者の出席可能人数は、申請書の提出期限11月28日以降に申請者に対してお知らせします。
17	募集要項 市民アンケート調査、施設認知度調査及び利用者満足度調査の実施	上記質問要旨に記載した「市民アンケート調査」「施設認知度調査」「利用者満足度調査」について、直近令和6年度に実施した各調査結果の報告書を開示いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民アンケート調査、施設認知度調査、利用者満足度調査は、静岡市ホームページ「指定管理者年度評価結果」をご参照ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6925/s012617.html ページID54003
18	仕様書 指定事業及び自主事業の収支会計	現状の指定事業と自主事業の収支報告について、指定事業は指定管理本体業務の収支報告として作成し(指定管理料に含む収支会計)、自主事業については指定管理者の独立採算、つまり別会計として作成しているのでしょうか。	指定事業は指定管理本体業務の収支報告として作成し、自主事業については収支報告を必須とはしませんが、自主事業の内容を指定管理本体業務の一部として実施するのであれば、同一の収支報告書内に項目を分けて作成をしていただくことが望ましいです。
19	管理運営業務仕様書 別紙1	(1)市の施策により実施する教室等 直近3か年分の事業の実績(利用者数、収入等)をお教えてください。 (2)2自主事業 240回分の自主事業の施設使用料を免除と記載がありますが、規定の回数を超えた場合の施設使用料は静岡市にお支払いすることになるのでしょうか。それとも指定管理者の収入となるのでしょうか。	(1) 【令和4年度】延べ利用者数:10,893人、事業収入:5,354,200円 【令和5年度】延べ利用者数:10,959人、事業収入:5,641,400円 【令和6年度】延べ利用者数:10,633人、事業収入:6,030,600円 (2)指定管理者の収入となりますが、次期指定管理料の積算において利用料金収入分として控除対象となります。